

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：大田市スポーツ協会]

[記載日：2025/4/23]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則 1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	
該当しない。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 大田市スポーツ協会会則および諸規定を定め、これを遵守するとともに、団体運営のための専用口座を用いて管理・運営している。	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 公共施設での大会・教室等の開催にあたっては、大田市体育施設設置及び管理に関する条例を遵守し、受付業務を委託されている業務については関係法令や委託契約書を遵守している。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 会則に基づき理事、評議員、監事を選任し、理事会・評議員会及び専門委員会を開催して適切に団体運営及び事業運営を行っている。 理事・評議員に占める女性の割合が引き続き低いことが課題である。	
原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 年度当初に開催する評議員会において事業計画の中で基本方針を示し、承認を受け協会ホームページで公表している。	

原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 役職員を対象に、県スポーツ協会のガバナンス向上研修会資料や JSC 研修動画の情報を提供し研修を促している。 今後、県スポーツ協会や JIS からの研修情報を適宜提供していくと共に、本会が主催する研修会の開催を検討していきたい。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	C
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 指導者には公認資格の取得・更新を促しているが、本会が主催しての指導者、競技者へのコンプライアンス教育は実施できていない。	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 大町市スポーツ協会会計規程に基づき、適切に会計処理を行い、監査 2 名による監査を実施して公正な会計原則を順守している。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 大町市スポーツ振興事業補助金交付要綱に基づいて交付される補助金については、申請から事業報告に至るまで市の例規を遵守して行っている。	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 大町市スポーツ協会会計規程に基づき、適切に会計処理を行い、監査 2 名による監査を実施している。	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 評議員会資料（役員名簿、事業報告、決算報告、事業計画、予算書）、会則及び諸規程を事務局に常備し閲覧できる状態にしている。上記の資料は、すべて令和 5 年に開設したホームページ「大町市スポーツ協会」で公開している。	

(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 市内回覧の広報誌「スポーツおおまち」を年2回発行して情報を発信している。 また、ホームページを活用し、協会事業について広く情報提供をおこなっている。 今後、さらに開かれた親しみやすい協会を目指し、ホームページ等を有効に活用して情報を積極的に公開していく。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合, ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても, その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
対応なし。	